

稲沢市地域強靱化計画策定検討委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市地域強靱化計画策定検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、本市の地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした稲沢市地域強靱化計画（以下「計画」という。）を策定するため、稲沢市地域強靱化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる課の主査以上の者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部危機管理課長をもって充て、副委員長は、総務部危機管理課危機管理グループ主幹をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

別表（第4条関係）

市長公室企画政策課
総務部財政課
総務部危機管理課
市民福祉部福祉課
子ども健康部保育課
経済環境部農務課
経済環境部資源対策課
建設部都市整備課
建設部土木課
建設部建築課
上下水道部下水道課
教育委員会事務局庶務課
消防本部総務課
市民病院事務局管理課